

## 概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第 12 級に該当するとして、障害等級に該当しないとされた原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、○会社○工場に昭和○年○月○日入社し、汽缶職としてボール盤作業に従事した。その後、昭和○年○月○日から同社○工場において機械職として Y 処理業務を担当し、平成○年○月○日退職するまで、通算約 39 年間にわたり騒音作業に従事していた。

請求人は、平成○年○月○日に騒音職場を離職した後、同年○月○日に○センターにて、「騒音性難聴」と診断された。

請求人は、長期間騒音職場で騒音にばく露したことにより聴力障害を来したとして、監督署長に対し障害補償給付の請求を監督署長にしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、本件疾病が業務との間に医学的な相当因果関係が認められないとして、障害補償給付を支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

騒音性難聴のために現在も常時耳鳴りが止まらず、会話が聞きとれないので、聞こえにくいときは補聴器を使用している。約 39 年にわたって騒音作業に従事していた。騒音性難聴が業務との間に因果関係が認められないとした監督署長の決定は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人は、○工場及び○工場において昭和○年入社時から平成○年に退職するまでの間、主として Y 処理業務(エンジン部品の工作时に出た切り粉の洗浄及びバリ取り作業)を担当していたものである。また、○工場での騒音レベルは、事業場において平成○年○月○日から平成○年○月○日に実施された作業環境測定結果からおおむね 85dB 以上である。

よって、請求人の作業は著しい騒音にばく露される業務に該当するものであり、長期間引続き従事したことが認められる。

請求人の平均聴力レベルは、平成○年○月○日に実施された事業場における聴力検査結果によると左右とも 25.0dB であり、それ以前 10 年間でもほぼ 20dB であったものが、平成○年○月○日:右 63.3dB、左 45.0dB、平成○年○月○日:右 70.8dB、左 80.0dB と聴力が急激に悪化している。特に、右耳において平成○年○月○日に 25.0dB であったものが 1 年後の平成○年○月○日には 63.3dB となり、左耳においても平成○年○月○日に 45.0dB であったものが 3 か月後の平成○年○月○日には 80.0dB となっており、検査上は聴力の急激な低下となっている。

また、騒音職場を離職してから約 5 か月経過後の、労災協力医における平成○年○月○日から○月○日まで 3 回の検査でも右 75.0dB 以上、左 80.0dB 以上であった。特に○月○日の初回標準聴力検査では気導値及び骨導値の全ての周波数においてスケールアウトであった。

労災協力医意見書にて「チンパノメトリーから左右共に左方偏移が認められ、多少の混合性難聴を示唆する。耳小骨筋反射から左右共に不明瞭。」との意見である。

請求人は、労災協力医での検査時に医師から「過去の定期健康診断で良好だった聴力が退職直前の 1~2 年間で急激に悪化することは騒音の影響とは考えられない。」旨の説明を受けた上で以後の検査を行ったが、妥当な検査結果が得られなかったものである。また、請求人が診察中に装用していた補聴器のスイッチは入っていなかった。

そこで、専門医において ABR(聴性脳幹反応)検査を行ったところ、左右差なく 40dB の音圧で V 波が検出され、純音聴力 4kHz 聴力域値に換算し、ほぼ 30~40dB と判定されたものである。

ABR の検査結果をうけて再度労災協力医へ意見依頼したところ、「提示された検査結果からは障害等級の確定は困難であり、現在も平均聴力は平成○年○月の平均聴力レベル右 25.0dB、左 25.0dB に留まると判断せざるを得ない。」旨意見を得た。

これらより、過去の定期健康診断で良好だった聴力が、退職直前の 1、2 年間で急激に悪化することは騒音の影響とは考えられない。また、補聴器を使用しなくても通常の会話が可能であるにもかかわらず、純音聴力検査では両耳とも平均聴力レベルが 70dB 以上となっており、今回の検査数値は信憑性がない

また、専門医で頭部 MRI 検査を行い、脳腫瘍その他の中枢疾患の有無について精査したところ、異常は認められなかった。

以上により、本件請求人の聴力は、請求人が適正な検査を受けなかったことから、騒音の影響によるものと判定するのは不可能である。

よって、本件難聴と業務との間に医学的に相当因果関係は認められないことから、不支給と判断した。

#### 4 審査官の判断

##### (1) 騒音性難聴について

請求人が、昭和〇年から平成〇年に退職するまでの間、汽缶職としてボール盤作業や機械職等として従事していた職場は、会社において平成〇年から平成〇年に毎年実施された作業環境測定結果から、〇工場での騒音レベルは、おおむね 85dB 以上の騒音職場であったことが認められる。

鼓膜又は中耳に著変がなく、内耳炎等による難聴でないと判断されるもので、気導値と骨導値の明らかな差はないが、オーディオグラムにおいて聴力障害が低音域より 3,000Hz 以上の高音域において大かどろきは不明とのことだった。

労災協力医は、「平成〇年までの定期聴力検査で明らかな騒音性難聴のパターンを示していた」と意見している。

##### (2) 聴力障害について

主治医は、「傷病名：騒音性難聴。平成〇年〇月、離職時に右 70.8dB、左 80.0 dB と大きな聴力低下を認めた」とし、請求人は、「耳鳴りがしている。電話の音が聞き取りにくい。家族に、テレビの音大きいと言われる。補聴器をしていないと、会話が出来ない。(両耳)」等と申述するが、労災協力医は、「平成〇年までの定期聴力検査で明らかな騒音性難聴のパターンを示していた」、「平成〇年から異常な増悪傾向を示し、当院における認定時検査でもそのような急激な悪化はあり得ないことを当人に説明しても妥当な検査結果は得られなかった。」、「当院受診時補聴器は耳に装着していたがスイッチは入っていなかった。」、「ABR (聴性脳幹反応) 及び頭部 MRI を依頼し、その結果、脳血管障害、腫瘍、聴神経腫瘍はなく、さらに ABR の結果聴力は左右差なく 40dB の音圧で V 波が検出されたことから純音聴力 4kHz 聴力域値に換算し、ほぼ 30~40dB と判定された。」、「この域値は平成〇年〇月〇日の結果とほぼ同等か若干の域値上昇があるかも判らないとみなされる。」、「提示された検査結果からは障害等級の確定は困難であり、現在も平均聴力は平成〇年〇月の平均聴力レベル右 25.0dB、左 25.0dB に留まると判断せざるを得ない。」と意見する。また、〇病院医師は、「ABR 他の所見、又診察時会話状況から考えて純音聴力検査での結果よりは聴力は保たれていると推測される。本人によれば、耳鳴りに変化あり。会話時にもきこえている時とそうでない時があるとのことであり、自覚する難聴、純音検査においても、耳鳴りの影響が大きいものと推察される。」、「総合的に判断すると 40dB 付近と推測する。検査結果では、(数値が)ぶれているために確たる数値が出せていない。聴力の損失の程度については、不確定である。」とし、医学的に聴力障害を否定、もしくは程度が 30~40dB、または 40dB 付近と推定されるものであり、障害等級表に該当する程度の聴力障害とはいえない、とする意見があることから、請求人の聴力障害の程度については判然としないものとする。

##### (3) 耳鳴について

請求人は常時耳鳴がする旨訴えている。〇病院医師は、耳鳴にかかる検査のピッチマッチ検査結果は「1000Hz 右 70 dB 左 75 dB」であり、また、「本人によれば、耳鳴りに変化あり。会話時にもきこえている時とそうでない時があるとのことであり、自覚する難聴、純音検査においても、耳鳴りの影響が大きいものと推察される。」と意見し、「聴力障害としては、難聴によりどの程度残存しているかは判別できないが、耳鳴は 12 級程度の障害が残存していると考え。」と申述している。

また、労災協力医は、「平成〇年までの定期聴力検査で明らかな騒音性難聴のパターンを示していた」と意見している。

##### (4) 以上のことから総合すると、請求人が騒音性難聴ではなかったといえず、一方、主治医等は騒音性難聴を認めており、ただ、その程度について判然としないと述べているに過ぎないことから、請求人の聴力障害として障害等級を認定することはできないが、耳鳴に係る検査によって、騒音性難聴に伴い著しい耳鳴が常時あると評価できるものと判断されることから、本件は準用第 12 級と認定するのが妥当であると判断する。

したがって、請求人の残存障害は障害等級に該当しないものとは認められず、監督署長が請求人に対してなした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく取り消されるべきである。